

VI 資料

1 関係例規

○鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例

平成 22 年 3 月 23 日 鳥取県条例第 4 号
(設置)

第 1 条 魏志倭人伝に描かれた弥生の国邑^{ほろふつ}を彷彿させる国内最大級の弥生時代の集落遺跡である妻木晩田遺跡（以下「遺跡」という。）を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園（以下「史跡公園」という。）を米子市及び西伯郡大山町に設置する。

(施設)

第 2 条 史跡公園の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ガイダンス施設
- (2) 埋蔵文化財研究棟その他埋蔵文化財の調査及び研究のために必要な施設
- (3) 屋外展示施設
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか遺跡の適切な保存及び活用を増進するために必要な施設

(所掌事務)

第 3 条 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。

- (1) 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。
- (2) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。
- (3) 史跡公園関係職員その他関係者の研修に関すること。
- (4) 妻木晩田遺跡の管理団体（文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 113 条の規定による指定を受けた団体をいう。以下「管理団体」という。）として行う管理及び復旧に関すること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。

(職員)

第 4 条 史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。

(指定管理者による管理)

第 5 条 知事は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 史跡公園の維持管理（知事が別に定めるものを除く。）に関する業務
- (2) 第 3 条に規定する事務（前号に掲げる事務を除く。）を補助する業務
- (3) 第 11 条の規定による使用料の徴収に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に関する業務のうち知事が別に定めるもの

(指定管理者の管理の期間)

第 6 条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、当該日）から 5 年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の選定基準)

第 7 条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年鳥取県条例第 67 号）第 4 条第 1 項の規定による申請があったときは、同条例第 5 条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 第 5 条に規定する業務の事業計画書の内容が、史跡公園の効用を最大限に発揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 第 5 条に規定する業務を安定して行うために

V 公園運営（令和3年度）

必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。

- (3) 知事が行う事業に積極的に協力する者であること。
- (4) その他知事が第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

（利用時間）

第8条 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで（知事があらかじめ指定する日にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。
- 3 知事は、第1項の規定により指定を行い、又は前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

（利用の休止）

第9条 史跡公園の利用を休止する日（以下「利用休止日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第4月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）である場合は、その直後の休日でない日）
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、史跡公園の全部又は一部について、臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせることができる。
 - 3 知事は、前項の規定により臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせるときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

（利用の許可）

第10条 史跡公園の施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）

をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

3 知事は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

（使用料の徴収）

第11条 利用許可を受けてする史跡公園の施設設備の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

（使用料の減免）

第12条 指定管理者は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に学習、研修、展示等の教育活動のために使用させるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか史跡公園の保存又は活用に資する効果が特に高いものとして知事が認めるもののために使用させるとき。
- (3) 国、地方公共団体において公用に供するために使用させるとき。
- (4) 災害その他非常の事態において緊急やむを得ない理由により使用させるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか知事が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による減額若しくは免除の別又は減額の率は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号、第3号又は第4号の場合 免除
- (2) 前項第2号又は第5号の場合 免除又は減額
2分の1

(既納の使用料)

第13条 既に徴収した使用料は、還付しないものとする。ただし、利用許可を受けた者の責めに帰することができない事由によって当該許可を取り消したときは、この限りでない。

(行為の制限等)

第14条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 知事の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火を使用すること。
- (3) 知事の許可を受けないで竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 土地の形質を変更すること。
- (6) 知事の許可を受けないで物品を販売すること。
- (7) 公開されていない区域に進入すること。
- (8) 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
- (9) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項第3号及び第6号の許可（以下「行為許可」という。）について、準用する。

3 知事は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。

4 第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

- (1) 管理団体が行う行為
- (2) 文化財保護法第125条第1項本文の許可を受けてする行為及び同項ただし書に規定する場合において当該許可を受けないでする行為
- (3) 文化財保護法第125条第7項前段の規定による命令又は同項後段の規定による指示に基づく措置として行う行為

(措置命令)

第15条 知事は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し)

第16条 知事は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 利用許可若しくは行為許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 利用許可又は行為許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により、利用許可又は行為許可を受けたとき。
- (5) その他史跡公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(権限の委任)

第17条 第8条から第10条まで及び第14条から第16条までに規定する知事の権限は、規則で定めるところにより所長に委任する。第8条から第10条まで及び第14条から第16条までに規定する知事の権限は、規則で定めるところにより所長に委任する。

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第43号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成27年4月1日)

附 則（平成26年条例第57号）抄

(施行期日)

V 公園運営（令和3年度）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成31年条例第10号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項第3号に掲げる文化財の保護に関する事務（以下「移管事務」という。）について鳥取県教育委員会がした処分その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に移管事務に関して鳥取県教育委員会に対して行われた申請その他の行為で施行日までに処分その他の行為がなされていないものについては、知事に対して申請その他の行為が行われたものとみなして、知事が処分その他の行為を行う。

別表（第11条関係）

（平26条例57・平30条例37・一部改正）

- 1 体験学習室1 使用1時間につき240円（暖房又は冷房を使用したときにあっては、300円）
- 2 体験学習室2 使用1時間につき150円（暖房又は冷房を使用したときにあっては、180円）
- 3 屋外展示施設 使用面積100平方メートル1日につき300円

備考 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時

間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

○鳥取県立むきばんだ史跡公園管理規則

平成31年3月19日 鳥取県規則第21号

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園（以下「史跡公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第2条 条例第10条第1項の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書を所長に提出しなければならない。

（行為許可の申請）

第3条 条例第14条第1項第3号又は第6号の許可を受けようとする者は、様式第2号又は様式第3号による申請書を所長に提出しなければならない。

（施設設備の損傷等の届出）

第4条 史跡公園に設置された施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(表面)

鳥取県立むきばんだ史跡公園施設利用許可申請書	
職 氏 名 様	
年 月 日	
申請者 住所 氏名	
印	
(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
電話番号 担当者名	
鳥取県立むきばんだ史跡公園の施設を次のとおり利用することについて、許可を申請します。	
利用しようとする施設の名称	体験学習室1 ・ 体験学習室2 ・ 屋外展示施設
利 用 目 的	
利 用 面 積	
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
集 合 予 定 人 員	
減 免 申 請 の 有 無	有 無
冷 暖 房 使 用 の 有 無	有 無
その他参考となるべき事項	

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 利用しようとする施設の名称を○で囲むこと。

(裏面)

<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
<input type="checkbox"/> 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
<input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。
<input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。
上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第2号(第3条関係)

(表面)

鳥取県立むきばんだ史跡公園内行為許可申請書	
職 氏 名 様	年 月 日
申請者 住所 氏名	印
(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
電話番号 担当者名	
鳥取県立むきばんだ史跡公園において次の行為を行うことについて、許可を申請します。	
行 為 の 種 類	竹木の伐採 ・ 植物の採取
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	
行為の着手及び完了予定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行為の施行工法	
その他参考となるべき事項	

注

- 1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 許可を受けたい行為の種類を○で囲むこと。

(裏面)

<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。 <input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。 上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第3号(第3条関係)

(表面)

鳥取県立むきばんだ史跡公園内物品販売許可申請書	
職 氏 名 様	年 月 日
申請者	
住所	
氏名	印
(法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
担当者名	
鳥取県立むきばんだ史跡公園において次のとおり物品を販売することについて、許可を申請します。	
販 売 の 目 的	
販 売 す る 物 品	
販 売 す る 場 所	
販 売 す る 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
その他参考となるべき事項	

注 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(裏面)

<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。 <input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。 上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

2 利用案内

①史跡公園の主な施設

- (1) ガイダンス施設
- (2) 埋蔵文化財研究棟その他埋蔵文化財の調査及び研究のために必要な施設
- (3) 屋外展示施設（復元建物、遺構表示、遺構展示館、発掘体感ひろばなど）
- (4) 多目的広場
- (5) 駐車場
大型バス / 3台、普通自動車 / 60台、身障者用駐車場有り、電気自動車用普通充電器 / 1台（無料）

②史跡公園の開園時間と休園日

開園時間

午前9時から午後5時

休園日

- (1) 毎月第4月曜日（休日の場合は、その直後の休日でない日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
- (3) 臨時に休園、又は休園日に開園することがあります。その場合には、事前にその旨を掲示する等して周知します。

③史跡公園の入園料・入館料

無料

④史跡公園施設の利用と占有

申請の方法と使用料

団体や個人が史跡公園の施設を利用するために占有しようとする場合は、鳥取県知事の許可と、下記の使用料が必要です。

- (1) 体験学習室1 使用1時間につき240円（暖房又は冷房を使用する場合は300円）
- (2) 体験学習室2 使用1時間につき150円（暖房又は冷房を使用する場合は180円）

- (3) 屋外展示施設 使用面積100平方メートル1日につき300円

*使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算します。

使用料の減免

次の場合には、使用料を減額、又は免除します。

- (1) 学校、技能教育のための施設、幼稚園、保育所などが行う学習、研修、展示等の教育活動は免除。
- (2) 史跡公園の保存や活用に資する効果が特に高いものは免除又は減額2分の1。
- (3) 国、地方公共団体における公用に供する使用は免除。
- (4) 災害その他非常の事態における緊急時の使用は免除。

⑤史跡公園の見学

公開地区については自由に見学ができます。また、遺跡の案内・解説を希望する方や団体には、ボランティアガイドの会会員や、文化財主事などによる遺跡解説を行います。

ボランティアガイドによる遺跡案内・解説

定時案内と予約案内をご利用いただけます。いずれも無料。

- (1) 定時案内

4月1日から11月30日の間。予約不要。案内時間は希望に合わせます。

平日 午後1時30分～

土・日・祝日 午前10時30分～、午後1時30分～

12月1日から翌年3月31日の間は定時案内を休止しますが、予約案内で対応します。

- (2) 予約案内

希望される場合は、1週間前までに、電話、ファクシミリ、メールなどによる予約が必要です。その際、以下の内容をお示しください。

希望する日時(見学時間)、団体名、代表者、人数、代表者か担当者の連絡先、希望時間等。

予約連絡先：当公園 受付

文化財主事による遺跡案内・解説

学校などの教育関係機関などが教育を目的とした遺跡の見学を希望される場合には、文化財主事が無料で遺跡の案内、解説を行います。

日程の調整や、見学の内容や対応に関する打合せなどが必要となります。余裕をもって、連絡をお願いします。

連絡先：当公園 調査活用担当の文化財主事

見学の支援サービス(無料)

見学を支援するためのサービスをご利用いただけます。当公園受付にてお申し込みください。

○シルバーカー・車椅子・ベビーカー

お身体の不自由な方などが遺跡内を移動するための自動車(公園職員が運転して御案内します)が利用できます。また車椅子・ベビーカーを無料で貸し出しています。

○電動アシスト自転車

広い園内をサイクリングによる見学が可能です。雨天時や積雪等で園路がぬれている場合は利用を御遠慮いただいています。

⑥史跡公園での弥生体験など

お気楽♪弥生気分!

以下の弥生体験ができます。土曜日、日曜日、祝日及び夏休み期間に実施。

【常時体験メニュー】

○火おこし

「マイギリ式」という方法で火をおこします。所要時間 30 分程度。

無料

○勾玉づくり・石包丁づくり

滑石(かっせき)という石を削ったり、磨いたりしてつくりまします。所要時間 60～90 分程度。要材料費。

勾玉：1 個 380 円～560 円(石の種類による)

石包丁：1 個 400 円

○土笛づくり

陶芸用粘土でつくりまします。陶芸窯で焼いたあと、送料着払いでお送り又は直接受け取りいただけます。お渡しまでに1ヶ月半程度かかります。所要時間 60～90 分程度。要材料費。

粘土：1 個 360 円。1 個で土笛 3 個が作れます。

○弥生の鏡づくり

加熱して溶かした合金を型枠に流し込み、冷え固め、鏡面を磨きます。所要時間は 45 分程度。要材料費。

弥生の鏡づくりセット：820 円

【日替わり体験メニュー】

土曜日、日曜日、祝日に、日替わりで実施する弥生体験です。開催日の情報は、むきばんだホームページで事前に確認ください。

○土器づくり・はにわづくり

粘土で土器やはにわを作ります。陶芸窯で焼いたあと、送料着払いでお送り又は直接受け取りいただけます。お渡しまでに1ヶ月半程度かかります。所要時間 120 分程度。要材料費。

粘土：1 個 360 円

○カゴづくり

弥生時代のカゴ編みの技法「コイリング」でカゴをつくりまします。所要時間 60～120 分程度。要材料費。

カゴづくり素材：300 円

○組紐づくり

道具は使わず、自分の指で紐を組み上げ、ストラップをつくりまします。所要時間 30 分程度。

無料

○銅鐸づくり

加熱して溶かした合金を鋳型に流し込み銅鐸を鋳造します。所要時間 30 分程度。要材料費。

銅鐸づくりセット：1,640 円

○クロモジ楊枝づくり

クロモジを使って、楊枝をつくる木工体験で

す。所要時間 30 分程度。

無料

○本格石包丁づくり

弥生時代の石包丁の素材の一つ「粘板岩」を使った本格的な石包丁をつくります。所要時間 60 分程度。要材料費。

石材：300 円

(4) 動物の捕獲、殺傷。

(5) 土地の形質を変更するような行為。

(6) 無許可で物品を販売すること。

(7) 非公開区域への進入。

(8) 空き缶、空き瓶、その他のごみを捨てること。

(9) 他人に迷惑を及ぼすような行為。

団体による弥生体験

団体での弥生体験を希望される場合、事前に申し込みが必要です。日程、受け入れ方法について事前の調整などを行いますので余裕をもって、連絡をお願いします。

主な弥生体験の所用時間と費用は以下のとおり。

○火おこし

30 分程度。

無料

○勾玉づくり

60～90 分程度。要材料費。

90 分用 1 個 350 円（学校・保育園等利用価格）

60 分用 1 個 390 円

○土笛づくり

60～90 分程度。要材料費。

1 個 330 円（学校・保育園等利用価格）

1 個で土笛 3 個が作れます。

連絡先：当公園 調査活用担当の文化財主事

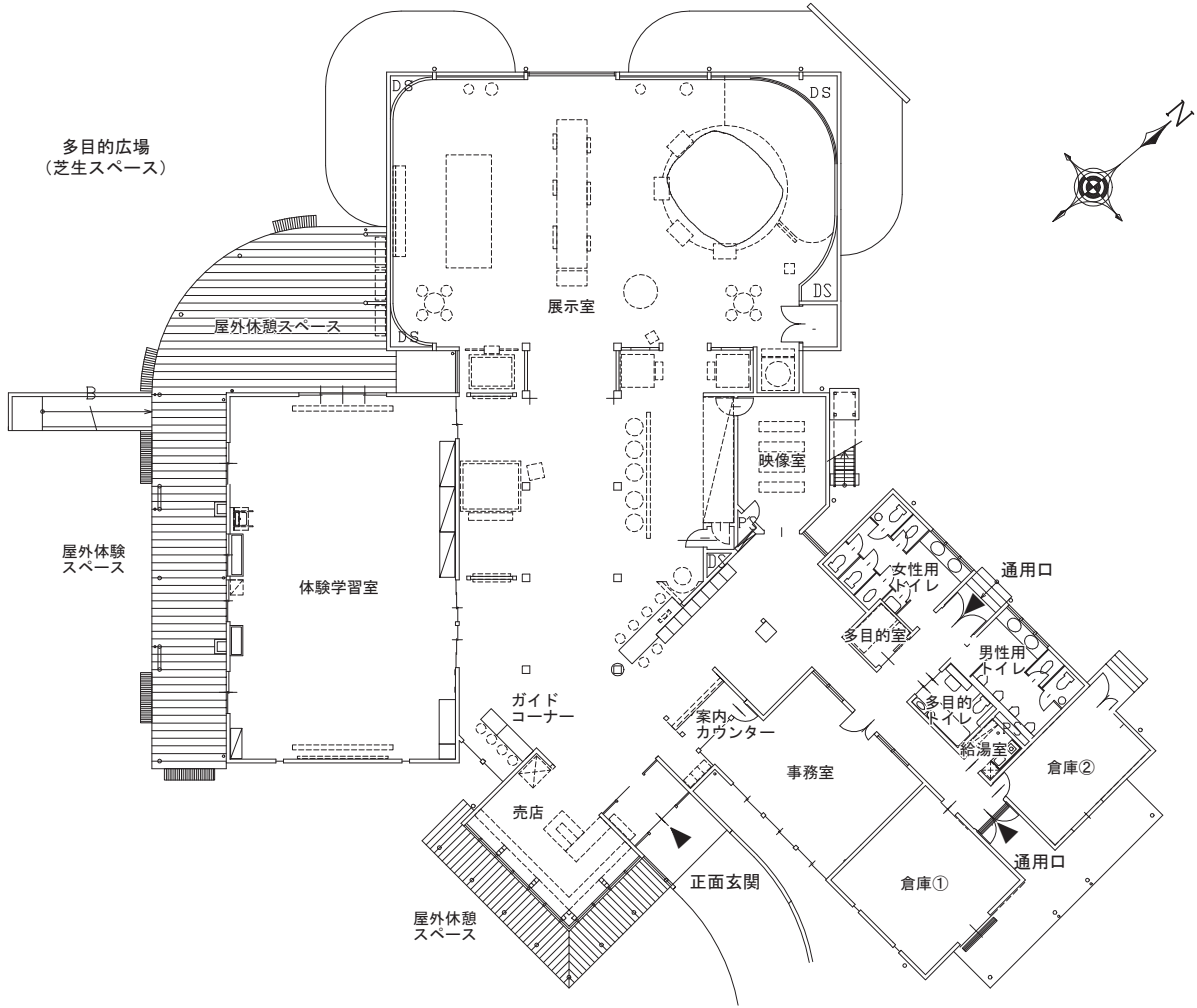
⑦禁止行為

史跡公園において、次のような行為を禁止します。また、違反するおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、退去を命じることがあります。

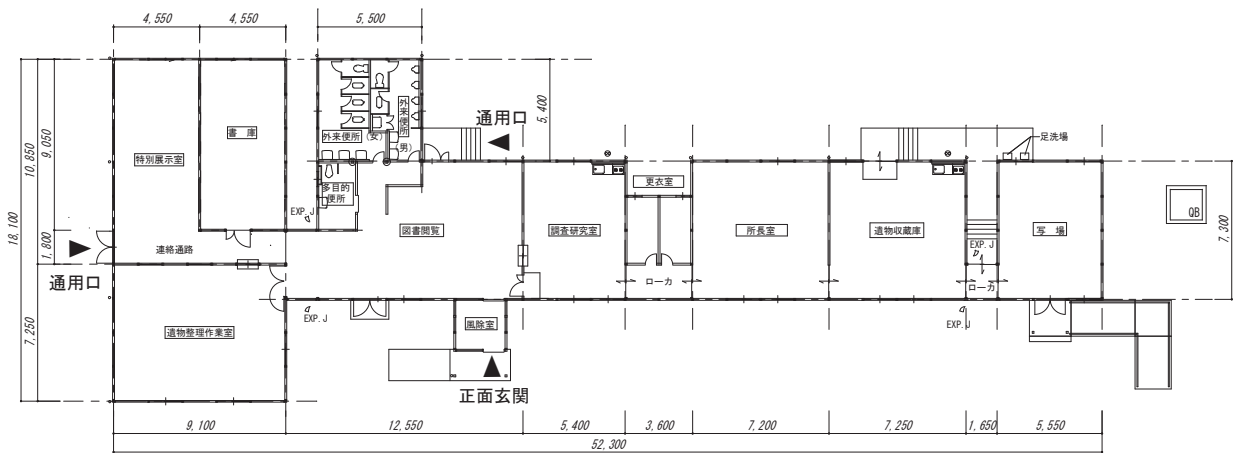
(1) 史跡公園の施設や展示物などをき損、汚損するような行為。

(2) 指定する場所以外での喫煙や火の使用。

(3) 無許可で竹木を伐採したり、植物を採取したりすること。



「弥生の館むきばんだ」平面図 (S=1:300)



「調査研究棟」平面図 (S=1:400)

3 鳥取県立むきばんだ史跡公園の沿革

明治 34（1901）年	8月	東京帝国大学の坪井正五郎博士による高麗（孝霊）山周辺の実地調査
昭和 6（1931）年	4月	京都帝国大学の梅原末治らが地元研究者と遺跡内で竪穴住居発掘
平成 4（1992）年	1月	「大山スイス村リゾート計画」策定
	10月	試掘調査開始
平成 5（1993）年	9月	仙谷遺跡（現在の仙谷地区）で四隅突出型墳丘墓を確認
平成 6（1994）年	12月	「晩田山の自然を守る会」発足
平成 7（1995）年	3月	妻木山遺跡等の6遺跡（現在は地区）の発掘調査開始
	11月	松尾頭遺跡で庇付の大型掘立柱建物跡（第41建物跡）を検出
平成 8（1996）年	4月	松尾頭遺跡で墳丘墓2基を検出
平成 9（1997）年	1月	洞ノ原遺跡（現洞ノ原地区）にて四隅突出型墳丘墓群を検出
		文化財保存全国協議会が現地視察、淀江町・大山町へ遺跡保存要望
	6月	日本考古学協会等が鳥取県等に保存要望書提出
		「晩田山の遺跡を守る会」発足、保存の署名活動を開始
		妻木山遺跡で焼失住居跡を検出（第43号住居跡）
	12月	妻木山遺跡等の6遺跡を「妻木晩田遺跡群」と呼称
		調査を総括する現地説明会を開催（約500名参加）
		「自然と遺跡と人間を考える会」「晩田山の遺跡保存連絡会」発足
平成 10（1998）年	2月	文化庁が県教委に遺跡の保存について検討を要望
	3月	全地区の発掘調査完了
		日本考古学協会が遺跡の全面保存と開発の見直しを決議
		県文化財保護審議会が遺跡の全面保存を県教委に要望
	6月	「海と山の王国シンポジウム～妻木晩田遺跡をどう活かすか～」開催
平成 11（1999）年	2月	「むきばんだ応援団」発足
	4月	ゴルフ場開発中止、遺跡全面保存決定
	8月	「妻木晩田遺跡」として国史跡指定申請
	9月	遺構埋め戻し工事開始
		「むきばんだ遺跡全国フォーラム」開催（米子・東京・大阪・鳥取）
	12月	「妻木晩田遺跡」として国史跡指定
平成 12（2000）年	3月	「妻木晩田遺跡発掘調査報告書」刊行
		土地公有化開始
	4月	遺跡の一般公開を再開、仮展示室完成
	6月	再公開以後の見学者が1万人突破
	7月	県立博物館特別展「むきばんだ～弥生の王国～」開催
		「体験考古学 発掘妻木晩田」（考古学教室）開始
	11月	第1回秋麗まつり（拠点施設オープンイベント）
	12月	国史跡指定1周年記念シンポジウム開催「倭国大いに乱れる」
平成 13（2001）年	2月	「妻木晩田遺跡ボランティアガイドの会」発足
	4月	「むきばんだ自然教室（自然観察会）」開始
	5月	第1回「新緑まつり」（復元火まつり食まつり）
		「整備活用基本構想」策定
	8月	遺跡シンボルマーク決定
	11月	第2回弥生文化シンポジウム開催「日本海（東海）がつなぐ鉄の文化」
平成 14（2002）年	10月	手作り竪穴住居竣工
	11月	第3回弥生文化シンポジウム開催「日本海をのぞむ弥生の国々」
	12月	入場10万人達成
平成 15（2003）年	6月	企画展「弥生時代からのメッセージ」開催（米子市美術館）
	10月	「妻木晩田遺跡整備活用基本計画」策定
	11月	第4回弥生文化シンポジウム開催「山のムラ妻木晩田・海辺のムラ青谷上寺地」
平成 16（2004）年	3月	洞ノ原地区初期整備完了
	9月	第5回弥生文化シンポジウム開催「弥生のすまいを探る」
平成 17（2005）年	10月	入場20万人達成
		第6回弥生文化シンポジウム開催「倭人の世界」

- 平成 18 (2006) 年 4月 「むきばんだジュニアファンクラブ」開始
5月 「親子写生会」開始
8月 「サンセットビューウィーク」・「星座観察会」開始
9月 第7回弥生文化シンポジウム開催「倭人の生きた環境」
- 平成 19 (2007) 年 4月 「お気軽♪弥生気分！」開始(土日祝日等の古代体験)
- 平成 20 (2008) 年 3月 妻木山地区の一部を国史跡追加指定
6月 「むきばんだ弥生の国邑写真コンクール」開始
8月 「考古学講座」開始
11月 入場 30 万人達成
- 平成 21 (2009) 年 3月 第9回弥生文化シンポジウム開催「妻木晩田の人が愛した色」
妻木山地区にて「弥生の森植樹祭」実施
8月 鳥取県が国史跡妻木晩田遺跡の管理団体に指定
- 平成 22 (2010) 年 4月 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例施行、「鳥取県立むきばんだ史跡公園」に名称変更
ガイダンス施設「弥生の館 むきばんだ」開館
「第56回鳥取県植樹祭」開催
5月 「古代の丘歴史発見ウォーク」開始
- 平成 23 (2011) 年 4月 妻木山地区の弥生のムラ完成公開
11月 入場者 40 万人達成
- 平成 24 (2012) 年 4月 仙谷・妻木新山地区公開・グランドオープン(第1期整備完了)
5月 出雲-妻木晩田・丸木舟航海体験
8月 なりきり弥生人生活(竪穴住居宿泊体験)スタート
- 平成 25 (2013) 年 3月 弥生文化シンポジウム開催「東・西日本からみた山陰の弥生文化」
4月 新緑まつりに代わり日替わりイベント「GWはむきばんだ日和」開催
8月 むきばんだ日和・サマーナイト開催
9月 新緑・秋麗まつりを統合した「むきばんだまつり」開催
10月 船上山少年自然の家・大山青年の家・むきばんだ史跡公園3所連絡会議開始
- 平成 26 (2014) 年 9月 鳥取県電気工事業工業組合から創立50周年記念事業として、電気自動車用普通充電器1台受納
- 平成 27 (2015) 年 3月 来園者50万人達成記念セレモニー
12月 妻木晩田遺跡ボランティアガイドの会結成15周年記念植樹式(ケヤキ)
- 平成 28 (2016) 年 1月 国史跡妻木晩田遺跡史跡指定15周年記念シンポジウム「激動の3世紀を生きる～弥生時代の終焉と妻木晩田遺跡～」開催
- 平成 29 (2017) 年 9月 「むきばんだ女子考古部」開始
11月 入場者数60万人達成
- 平成 30 (2018) 年 2月 第2回とっとり弥生の王国シンポジウム開催「倭人のデザイン」
- 令和 元 (2019) 年 10月 史跡指定20周年記念イベント開催
12月 国史跡妻木晩田遺跡史跡指定20周年
- 令和 2 (2020) 年 3月 第4回とっとり弥生の王国シンポジウム「倭人のつながり」※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
4月 ガイダンス施設「弥生の館 むきばんだ」開館10周年
- 令和 3 (2021) 年 4月 妻木晩田遺跡ボランティアガイドの会結成20周年記念植樹(アラカシ)
6月 入場者数70万人達成
11月 「むきばんだまつり」に代わり、コロナ対策を施した分散型イベント「トリドリむきばんだ」開催

鳥取県立むきばんだ史跡公園年報2021

発行年月日 2022(令和4)年12月24日

編集・発行 鳥取県立むきばんだ史跡公園

〒689-3324

鳥取県西伯郡大山町妻木1115-4

TEL 0859-37-4000

FAX 0859-37-4001

HomePage <https://www.pref.tottori.lg.jp/mukibanda/>

Facebook <https://www.facebook.com/Mukibanda>